

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答があった。私は20歳になった時、国民年金の加入手続を自分で行い、絶え間なく国民年金保険料を町内の納税組合に納付してきた。納税組合からは、毎月徴収日の連絡があった。申立期間について、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金の種別変更手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、当時の保険料の納付方法について、毎月、納税の日に公民館で、納税組合に納付していたことなど、当時の納付状況について鮮明に記憶しているとともに、当該納税組合の元納税組合長は、申立人が主張している収納方法で国民年金保険料を収納していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から59年5月まで

私は、会社を退職して国民年金加入手続を行い、昭和56年4月から59年5月までの国民年金保険料を、自治会納税組織の集金により納付していた。未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は社会保険庁の記録では、未加入期間とされているが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、居住地の自治会納税組織で、自治会長の集金により納付していたと主張しており、申立期間すべての納税台帳（各種地方税等の納付状況を記載するもの）を所持している。

また、自治会の納税組織の集金はA町により集金額が決められ、自治会長が月末に集金し、納税台帳に領収印が押され翌月初めに役場の職員が取りに来たとの申立人の具体的かつ詳細な記憶は、自治会長経験者の妻の証言と一致する。

さらに、当時の納税組織のことを知るA町職員は、2部複写の集金表を個別に作り、一部は町の控え、一部を自治会に託して集金依頼し、毎月集められた金額は町の控えと突合して集金していたと証言している上、申立人が所持する納税台帳の国民年金の種目欄に被保険者名と当時の国民年金保険料が記載されており、納税月日欄に領収印が押されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から42年9月まで
② 昭和47年10月から49年12月まで

年金の手續に行き、年金額が少ないのが気になり、記録を見せてもらったところ、支払っていない部分があり驚いた。申立期間①については母から全額支払っていると聞いており、申立期間②は、私が夫の保険料と一緒に支払っていた。昭和46年7月分から47年9月分と50年1月分から3月分の保険料納付記録も漏れていて、後から追加してもらったので、もう一度調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が居住していた地区では、集金人による集金が行われていたことが確認できる上、申立人自身も「国民年金保険料の集金をしていたことがある。」としている。

また、当該期間について、申立人は、「当時、私が夫の保険料と二人分を集金人に納付していた。」と主張しているところ、夫は保険料の納付済期間とされている上、昭和46年7月から47年9月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間については、申立人が所持している国民年金手帳の当該期間に係る検認記録及び金融機関で納付された領収書から、当初未納とされていた期間が平成19年になって訂正されており、行政側における申立人の記録管理に不備があったことが認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、実母から「全部納付した。」と聞いたと申し立てているが、実母が当該期間に係る国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、実母も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 500

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から44年12月まで
夫婦で国民年金に加入し、その際に一緒に保険料を納付した。その後、社会保険事務所職員の勧奨により、結婚時までさかのぼって夫婦二人分の保険料を納付した。

ところが、私の年金額が夫の年金額より少なかったため、社会保険事務所でも調べてもらったところ、申立期間が未納とされていた。

当時は、経済的にも問題が無かったのに、夫だけが納付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は申立期間の保険料を昭和47年7月1日に特例納付している上、同期間後の保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月28日に夫婦同日に払い出されており、夫婦が所持する国民年金手帳及び保険料の領収書から確認できる保険料の納付日は、すべて夫婦同一日となっていることから、申立人及びその夫は基本的に一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、A国税局管内の「500万円をこえる高額納税者全覧—昭和44年5月調査—」を見ると、申立人の主張どおり、申立人の夫の氏名が掲載されており、申立人が所持する昭和47年度の国税の領収証書を見ても、申立人及びその夫には経済的に問題は無かったものと考えられることから、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

申立期間当時は外科医院に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったため、父親が国民年金の加入手続をし、町内会の集金で保険料を納付してくれていた。申立期間の1年間だけが未納とされているが、納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであり、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行われている。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の父親及び母親は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、申立期間を含め保険料をすべて納付しており、その納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年8月4日に払い出されており、この時点で納付可能な51年7月から53年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、過年度保険料を納付しながら、加入手続をした年度（申立期間）の保険料が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人が居住していた地区では、納付組織により、毎月、国民年金保険料が集金されていたことが確認でき、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和31年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年12月31日から31年1月1日まで
株式会社Aでは最中の皮を焼く仕事をしており、年末年始は特に忙しかった。資格喪失日が昭和30年12月31日となっており、同年12月分が厚生年金保険の未加入となっているが、同年12月31日は夜中まで仕事をしていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主からの文書回答及び当時の同僚の証言から、申立人が株式会社Aに昭和30年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失日について昭和31年1月1日として届出を行うべきところを誤って30年12月31日として届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 502

第1 委員会の結論

申立人の平成17年3月、同年4月、同年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月及び同年4月
② 平成17年8月及び同年9月

会社を退職後、国民年金の加入手続は行っていないが、申立期間の国民年金の納付書が社会保険庁から送られてきた。コンビニエンスストアで払っているのに、記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、社会保険庁から国民年金保険料の納付書が送付されてきたと申し立てているが、社会保険庁の記録によると納付書の発行履歴は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は還付されている旨の回答があった。しかしながら、還付を受けた記憶が無いので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、申立人が市町村共済組合員期間であることが判明したために還付されるべき保険料である。この期間の保険料について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳を見ると、昭和50年4月から51年3月までの保険料、13,200円が52年1月31日に、51年4月から同年9月までの保険料、8,400円が52年2月28日に還付決定された記録が確認できる。

また、申立人の銀行預金口座の入出金が記録されている取引異動明細から、昭和52年3月12日に社会保険事務所から当該期間の保険料の合計額21,600円が振り込まれていることが確認でき、これは申立期間の保険料額と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から52年1月まで

国民年金には昭和36年4月に加入し、加入手続及び保険料の納付は、母がしてくれたと思う。自分の年金受給時期、金額などを確認するためにA社会保険事務所を訪ねたとき、同じ赤い色の年金手帳を2冊持っていたが、印紙が貼付されていた1冊の手帳を、同事務所の女性職員に「必要ないです。」と言われて差し出した。その手帳には、申立期間である昭和36年4月から52年1月までの期間の保険料納付の記録が記載されていたと思うので、記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は190か月と長期間であり、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和52年3月8日であり、同年2月5日に任意加入として被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人には昭和36年5月10日に払い出された別の国民年金手帳記号番号が確認できるが、国民年金手帳記号番号払出簿には「消除」の記載があるとともに、市が保管している国民年金被保険者名簿には、「42不在」及び「45年5月22日職権消除」の記載があり、保険料の納付記録が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月、43年10月から44年2月までの期間、44年8月から45年8月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月
② 昭和43年10月から44年2月まで
③ 昭和44年8月から45年8月まで
④ 昭和46年4月から47年3月まで

昭和47年11月の結婚時に、妻が国民年金加入の手続を行い国民年金手帳を発行してもらった。その時に、独身時代の国民年金保険料の請求があり、妻が何回かに分けて、A市B区役所と銀行にて納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳は昭和47年11月21日に交付され、資格取得日は20歳到達時にさかのぼった40年9月11日であることが確認できることから、この国民年金手帳が交付された時点では、申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が国民年金保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施時期ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、A市失業対策事業で仕事をしていた時、事務所（労働組合）から国民年金への加入を勧められて手続をし、国民年金保険料は労働組合の人が組合費から払ってくれていた。それなのに、社会保険事務所の記録では、申立期間が未加入期間とされているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続を行っておらず、申立て当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、A市失業対策事業は昭和24年から平成6年まで継続していた事業であるが、A市役所及び複数の関係機関に照会したところ、当時の事情を知る者は、「申立人が言う労働組合は、B労働組合と思うが、B労働組合が本人に代わって国民年金の加入手続を行ったり、組合費から保険料を納付していたことはない。ただ、国民年金の免除申請を受け付ける場所の世話はしていた。」と具体的に証言している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から同年9月まで

私は、昭和51年9月に国民年金に任意加入し、A区に住んでいた53年の第3期分から銀行の口座振替で国民年金保険料を納付するようになった。それから、59年8月末にB区に転出したが、口座振替は何も変更していないにもかかわらず、申立期間のみ社会保険事務所の記録で未納とされていることに、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年8月末にA区からB区に転出してからも、口座振替で国民年金保険料を納付しているはずと申し立てているが、A区役所は、「原則として国民年金保険料の口座振替は各期末の翌月の15日に実施していたが、国民年金の被保険者から区外への転出届が提出されると、その時点で口座振替中止の事務処理をしていた。」としており、申立期間の保険料（昭和59年度第2期分）の口座振替期日は同年10月15日であることから、A区において口座振替されていないと考えられる。

また、申立人は、B区へ転入後、国民年金保険料の口座振替手続をした記憶が無い上、社会保険事務所の記録から、申立期間直後の昭和59年10月から同年12月まで（昭和59年度第3期分）の国民年金保険料を社会保険事務所の納付書で過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 508

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から47年3月まで
20歳になったときに、父親が国民年金の加入手続をし、区役所で保険料を納付してくれていたため、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっており、母親は高齢で聴取できないため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月26日に払い出されており、43年10月20日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、その他の期間も過年度となるため、区役所で保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から55年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から55年3月まで
厚生年金保険に加入していた申立期間について、そもそも納付義務の無い国民年金保険料の納付書が発行されたため、同期間の保険料を納付した。
社会保険庁の記録では同期間の保険料は還付したとされているが、私は還付金を受け取った覚えが無いので、同期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張するとおり昭和53年10月から55年3月までについては、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、53年10月から60年2月までは厚生年金保険加入期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人の特殊台帳には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 282

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 31 日まで
申立期間は、A事業所に勤務し、健康保険証で歯科医院に通院していた。健康保険と厚生年金保険は同時加入であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたと主張するA事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが、社会保険事務所の調査結果から確認できるとともに、当該期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと記憶している当時の経営者、同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 42 年 10 月 19 日まで

勤めていたA株式会社では、夏冬のボーナスや退職金は無く、その代わりに勤めた年数に応じて退職時に嫁入り道具がもらえました。昭和 42 年 10 月に 10 年間勤めて退職した際、タンスをもらいましたが、その時に社長の奥さんから、厚生年金はどうすると聞かれて、老後に年金が欲しいのでおきますと答えました。今もはっきり覚えています。絶対に脱退手当金は受け取っていませんので、申立期間について厚生年金の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する脱退手当金支給整理簿に、申立人の脱退手当金の支給記録が記されているとともに、申立人の被保険者原票の備考欄に 3538 の番号が記入されており、この番号は脱退手当金支給整理簿の受付番号に一致する。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 43 年 1 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時の事務担当者が、「当時、会社の規定により受給資格のある退職者に対して、脱退手当金請求の手続をした。」と証言している。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで
② 昭和 41 年 1 月 21 日から同年 8 月 21 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社に勤務していた①の期間及びB株式会社に勤務していた②の期間の記録が無いとの回答があった。

しかし、私は、A株式会社には高等学校の推薦で就職したし、両事業所に勤務していた当時の工事現場や同僚のことをよく覚えているので、これらの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立内容及び同僚の証言により、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、A株式会社は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無等を確認できる資料を有しておらず、申立ての事実については不明と回答しており、同僚に照会しても、申立人の勤務時期を特定できる具体的な証言等は得られなかった。

申立期間②については、B株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 8 月 1 日であり、申立期間については厚生年金保険被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 5 月から同年 8 月まで
② 昭和 47 年 8 月から 49 年 5 月まで
③ 昭和 58 年 3 月から 59 年 10 月まで
④ 昭和 60 年 3 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 60 年 11 月から 62 年 10 月まで
⑥ 昭和 62 年 10 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実がない旨の回答をもらった。

しかし、私は、①の期間は、A事業所、②の期間は、B株式会社、③の期間は、C事業所、④の期間は、D事業所、⑤の期間は、E株式会社、⑥の期間は、F株式会社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①については、A事業所及び申立人が記憶する別の事業所名においても、該当する厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

申立期間②のうち昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 2 月 4 日までの期間については、B株式会社において申立人の雇用保険の加入記録があることから、同期間に同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、B株式会社は昭和 62 年 1 月に事業を廃止しており、営業譲渡を受けたG株式会社は、当時の賃金台帳、労働者名簿等の資料を有していないことから、申立人の当時の勤務状況等が不明である。

また、申立人は、「B株式会社に勤務中に事故に遭い、H病院に入院及び通

院した際、健康保険を使ったと思うので、厚生年金保険にも加入していたはずである。」と主張しているが、同病院は、当時の診療及び入院の記録を保管しておらず、その主張の事実関係を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無い上、同期間に同社が加入していたI厚生年金基金に照会しても、申立人の加入記録は見当たらない。

申立期間③については、「C」という名称が入ったパチンコ店が当時存在したことは確認できるが、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらない。

申立期間④については、D事業所及び申立人が記憶する別の事業所名では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらないが、申立人が勤務していたとする「J」という名称のパチンコ店を運営していた有限会社Kが厚生年金保険の適用事業所として存在する。

しかし、有限会社Kが厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の平成元年5月10日であることが確認できる。

申立期間⑤については、E株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和63年6月1日であることが確認できる。

申立期間⑥については、F株式会社という事業所名では、厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥について、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 1 月 31 日まで
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A事業所に勤務していた期間が記録から漏れていた。

しかし、私は、同事業所には、同事業所が厚生年金保険法の適用事業所となる昭和 37 年 9 月 1 日以前から勤務し、事業所からの指示により、ボイラー係として勤務していた同年 5 月 10 日付けで危険物取扱者免状（乙種 4 類）を取得している。

当時の資料は、ほかに何も残っていないが、勤務していたことは間違いないので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容、同僚の証言及び申立人が提出した写真により、申立人がA事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、同僚に聴取しても、申立人の勤務時期を特定できる具体的な証言等は得られないほか、A事業所は既に全喪しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人には、申立期間を含む昭和 37 年 5 月 10 日から 42 年 11 月 20 日までの期間、別の事業所(株式会社B)における雇用保険の加入記録がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。